

岡山版スクールロイヤー制度について

県いじめ問題対策専門委員会 委員
岡山弁護士会

佐々木 基彰



平成23年8月の地元新聞に、文部科学省の前年度児童生徒問題行動調査の結果を踏まえ、「岡山県は、小中高生の暴力行為発生率が全国最悪」との報道がなされた。記事によると、「ある市教委担当者が『保護者からのクレームに学校が後ずさりしてしまっ』と述べたように、問題は学校、家庭の双方にありそうだ。ここで踏み止まらなければ、岡山の教育は崩壊の懸念すらある」とのことであった。

当時、私は岡山弁護士会の民事介入暴力対策委員会委員長であったことから、かかる報道を受けて、弁護士会を挙げて、教育関係の不当要求に関する無料相談を期間限定で実施し、1年間で約22件の相談があった。相談内容は、「生徒の前で保護者が土下座を強要する」「生徒間の暴力事件について学校の責任を追及する」「要求が通らない場合に生徒を登校させない」などであった。

相談結果を教育委員会に報告し、弁護士会として学校現場での不当な要求に対する助言・対応を積極的に行うことが可能である旨伝えていたところ、平成26年度から、弁護士による法律相談制度（岡山版スクールロイヤー制度）が実施されることとなった。当初、学校現場での保護者等からの不当・

過剰な要求に関する相談を念頭にしていたが、現在はこれに限らず、学校現場で起こる様々な問題に対する法的観点からのアドバイスも行っている。例えば、「いじめに関する双方の主張が食い違う場合の対応方針」「学校内事故に関する学校の責任」「懲戒処分 の妥当性」「生徒が重大事件の加害者等になつた際のマスコミ対応」「給食費滞納のまま転校した際の徴収」等様々な相談に対して、8名の弁護士で対応し、年間40〜50件の相談を受けている。

最近、文部科学省がスクールロイヤーを全国配置する方針を固めたが、これもいじめや虐待対応が中心であり、「岡山版」のように、相談内容を限定せず、学校の立場で相談に対応する制度は少ないようである。

今後も、学校においては岡山版スクールロイヤー制度を積極的に利用して頂き、これにより適正且つ円滑な教育の場を子どもたちに提供できる一助になればと切に願っている。

なお、子どもや保護者側からのいじめや体罰での相談は、岡山弁護士会の子どもの権利委員会が中心となり実施する制度があり、柔軟に対応できている旨付言する。